

七飯町活力のあるまちづくり
推進事業助成金交付申請手引書

平成27年4月1日

七飯町総務部政策推進課地域活性係

七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金交付制度について

1. この制度の趣旨について

この「七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金」は、地域住民と行政が相互に協力しあい、住民が主役の活力あるまちづくりを推進するための事業に充てる助成金です。

地域のために、自らが汗を流して何かをしようと考えている方々の背中を押し、まちづくり活動の第一歩を踏み出す皆さんのサポートをするための助成金です。

2. 助成対象団体について

この助成制度の対象となる団体は、次の条件を満たす団体です。個人の方は助成対象にはなりませんのでご注意ください。

また、営利を目的としない団体であればNPO法人のように法人格を持った団体でも、任意団体でも助成対象となります。団体設立からの期間に制限はありません。

- (1) 町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動を行っている構成員が5人以上の団体
- (2) 年齢16歳以上の者で構成されている団体

3. 助成対象事業について

この助成金の交付対象となる事業は、次の7つの項目のいずれかに該当し営利を目的としない事業です。

また、一度きりで終わってしまうようなものではなく、定期的・継続的に取り組めるような事業で、一部の利害関係者だけでなく地域全体（必ずしも町内全域を対象としなくても可）を対象とした公益的なまちづくり活動が助成の対象となります。

- (1) 健康・福祉・医療の増進を図る事業
- (2) 学術・文化・芸術・スポーツの振興を図る事業
- (3) 地域づくりの推進を図る事業
- (4) 子どもの健全な育成を図る事業
- (5) 観光・レクリエーションの振興を図る事業
- (6) 国際交流、地域間交流の推進
- (7) 前各項目に掲げるもののほか、町長が認める公益的な事業

ただし、前述の項目を満たしていても次の項目に該当する事業は助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

- (1) 政治又は宗教布教を目的とする事業
- (2) 町外で実施する七飯町に関連性のない事業
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 当該事業に要する経費が、主として賃金、食糧費等消費的経費で構成される事業

- (5) 実施団体の経費負担のない事業（ただし、後述する地域環境整備支援助成金に該当する事業は除く。）
- (6) 国、北海道、他団体の助成制度及び町の他の助成制度の対象となる事業
- (7) 前各項目に掲げるもののほか、町長がなんらかの事由により助成対象事業に該当しないと認める事業

4. 助成金の種類と内容について

助成金の種類は次の4種類で、それぞれの内容は以下の表のとおりとなっています。

種 類	内 容
1. 初期活動支援 助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく立ち上げる公益的な事業を支援する助成金です。この助成制度ができる以前から取り組んでいた事業は対象にはなりません。2の継続活動支援助成金の対象になる可能性があります。また、助成期間は事業の立ち上げから3年間です。実施団体の経費負担がない事業は対象になりません。 (1) 助成金額 助成対象経費の80%の以内 (2) 助成限度額 10万円（1年当たり） (3) 助成期間 1年から3年
2. 継続活動支援 助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的な継続事業を発展的に拡大して行う事業を支援する助成金です。以前から取り組んでいた事業の内容を変更拡大して、新たに取り組む場合は助成の対象となります。継続事業でも、事業内容に発展・拡大が認められない場合は対象となりません。実施団体の経費負担がない事業は対象になりません。 (1) 助成金額 助成対象経費の80%以内 (2) 助成限度額 50万円（1年当たり） (3) 助成期間 3年
3. イベント活動支援 助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組むイベント事業を支援する助成金です。地域住民自らが、地域を元気にするようなイベントを計画・実行するときにこの助成金を申請してください。助成期間はイベント立ち上げの1年目のみとなりますが、2年目以降でも発展的に拡大・変更してイベントを継続する場合は、2の継続活動支援助成金の対象となる可能性があります。実施団体の経費負担がない事業は対象になりません。 (1) 助成金額 助成対象経費の50%以内 (2) 助成限度額 200万円 (3) 助成期間 1年

<p>4. 地域環境整備活動支援助成金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民自らの手で、地域の道路、側溝、河川、公共の建物などの環境整備等（補修や清掃）を行うときにこの助成金を申請してください。この助成金は、実施団体の経費負担がない場合も助成対象となります。例えば、地域の会館の外壁を塗装する場合など、ペンキや刷毛など原材料や消耗品にかかる費用は100%助成されます。 （1）助成金額 助成対象経費の100%以内 （2）助成限度額 30万円 （3）助成期間 1年
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 助成対象経費と対象外経費について

助成対象経費は事業実施に必要な次の経費です。

- （1）報償費 講師、協力者に対する謝礼金など
- （2）旅費 事業実施に必要な交通費、講師への交通費実費支給分など
- （3）交際費 無報酬の講師、協力者に対する土産品代（但し、無報酬の場合に限る。）など
- （4）消耗品費等 事業実施に必要な消耗品、書籍、材料等の購入費など
- （5）食糧費 会議時のお茶代など事業実施に必要な飲み物代など
- （6）印刷製本費 広報誌、報告書、資料等の印刷、コピー代など
- （7）通信運搬費 電話料や郵便料等事業実施に必要な通信費など
- （8）手数料 各種申請手数料、代金の金融機関振込み手数料など
- （9）保険料 参加者や借用物品にかける保険料など
- （10）委託料 簡易な工事やイベントでの照明器具設置など事業実施に必要な各種委託料など
- （11）使用料及び賃借料 建機や自動車のリース料、会場や機器等の使用料又は賃借料など
- （12）原材料費 ペンキ代や木材、砂利など事業実施に必要な原材料費など
- （13）備品購入費 スピーカーやマイク設備など、事業実施に必要で耐用年数が高い物品の購入費など

以上の13項目の経費のほか、事業を実施する上で町長が特に必要と認める経費が該当になります。

ただし、次の項目に該当する費用は助成対象にはなりません。

- （1）団体等の恒常的な人件費や運営費など、団体運営上の経常経費
- （2）食糧費 事業運営に関係なく、団体内で恒常的にかかる食料費など
- （3）交際費 差し入れ、香典、祝い金、礼状、花代など事業実施に関係のないもの
- （4）備品購入費 団体に日常使用するパソコンなど、事業実施に必要と認められないもの
- （5）参加者各自に帰属する記念品、記念写真等
- （6）前年度中に支出した経費

以上の6項目の経費のほか、事業を実施する上で町長が適当でないと認める経費は助成対象とはなりません。

6. 事業計画書の提出と審査について

助成金の交付を受けようとする団体は、指定する期日までに次に掲げる書類を町長に（提出窓口は総務部政策推進課地域活性係です。）提出してください。また、地域環境整備支援助成金の申請を行う場合は、まちづくり活動事業計画書兼助成金交付申請書（別記第10号様式）でも提出できます。

- (1) まちづくり活動事業計画書（別記第11号様式）
- (2) 団体の概要調書（別記第12号様式）
- (3) まちづくり活動事業収支予算書（別記第13号様式）
- (4) まちづくり活動支援助成金及び対象経費概算調書（別記第14号様式）
- (5) その他必要な書類

町長は、まちづくり活動事業計画書（以下「事業計画書」という。）が提出されたら、町民代表で構成される七飯町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）に諮り、その内容を審査します。審査の結果、まちづくり活動事業計画（以下「事業計画」という。）の承認可否が決定したら、事業計画書を提出した団体に対し、まちづくり活動事業計画審査結果通知書（別記第15号様式）で、その結果を通知します。

7. 交付申請について

前述の事業計画の承認を受けた団体は、事業開始前の指定する日までに次に定める書類を町長に（提出窓口は総務部政策推進課地域活性係です。）提出してください。

- (1) まちづくり活動支援助成金交付申請書（別記第16号様式）
- (2) その他別に指示する書類

町長は、まちづくり活動支援助成金交付申請書等を受理したら、速やかに助成金交付の可否を決定します。

8. 事業の実績報告について

助成金の交付が決定した団体は、助成対象事業が完了次第町長に（提出窓口は総務部政策推進課地域活性係です。）対し、次に定める書類を提出してください。

- (1) まちづくり活動事業実績報告書（別記第17号様式）
- (2) まちづくり活動事業収支決算書（別記第18号様式）
- (3) まちづくり活動支援助成金及び対象経費精算調書（別記第19号様式）
- (4) その他必要な書類

9. 七飯町まちづくり推進会議と事業計画の説明について

前述のとおり、町長は事業計画書の審査と助成金交付の可否を決定する場合は、町民の代表で構成される「七飯町まちづくり推進会議」に諮り公平な審査を行う仕組みとなっています。

また、推進会議が事業計画書の審査を行うにあたっては、政策推進課長他関係課長から意見を聴き、必要に応じて事業計画書を提出した団体から事業内容等について説明（プレゼンテーション）を求めることがあります。